

# 令和4年度 尾道しまなみ商工会新規創業支援補助金

尾道しまなみ商工会では、当商工会地域(尾道市向島町・向東町・御調町・瀬戸田町)の商工業の活力向上を支援するため、当商工会地域内で新たに創業する方に対し、創業時に要する経費の一部を補助します。

## 【対象者】

事業を営んでいない個人または法人であって、尾道しまなみ商工会地域内において、新たに事業を開始しようとする方

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・他の者が行っていた事業を承継して事業を営む場合
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む場合
- ・その他商工会長が適切でないとき

## 【補助対象経費・補助上限額・補助率など】

- 補助対象経費:創業時に要する開業費・販売促進費・備品購入費・設備投資費  
(建物の修繕・改修費用を除く)
- 補助率: 1/2 (限度額30万円)
- 交付件数: 3件まで (上限に達した場合、締め切らせていただきます。)

## 【主な補助要件】

- 申請日以降に開業・設立を行うこと
- 尾道市特定創業支援等事業を受けていること
- 尾道しまなみ商工会会員になること
- 当商工会地域内で3年以上営業すること

※尾道市特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画に基づく商工団体等が実施しており、1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に行う支援で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。詳しくは商工会までお問い合わせください。

## 【申請受付期間】

令和4年8月8日(月)～令和4年12月28日(水)

## 【申込・お問合せ先】

尾道しまなみ商工会  
電話 (0848)44-3005  
E-mail: onomichi-s@hint.or.jp



尾道しまなみ商工会HP

補助金申請の流れについてはウラ面をご覧ください。

# 尾道しまなみ商工会新規創業支援補助金申請の流れ



**※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となります。ご注意ください。**

## 補助金申請に必要な書類

- 新規創業支援補助金交付申請書(様式1号)
- 誓約書(様式2号)
- 尾道市特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- 創業時に要する費用を証明することができる見積書等の写し
- 市税の滞納がないことの証明書
- その他当会会長が必要と認める書類